

して、憚りながら私共労働組合員は、其尚に作業上會社に對
 して迷惑をおきた事は絶対にありません。
 四、大正十二年以來今日まで會社はかゝる労働状態の下に
 去りに至つては、沙汰の限りであります。大正十二年の大
 争議後の作業分量、請負割、時間等、其他一切の労働条件は
 齊藤知事及元田知事閣下の調停による——勞資双方の承認
 あるものであります。故に、今頃彼此言ふべき筋合は
 ないのではありません。従つて、會社の對象する所は何時も素直
 に受入れられます。なほ、心ある者をして憫笑せしむる
 必要はありません。

五、尚會社は、既設工場の整理廢止と云ふ如き、言外に解雇を
 念めた威嚇的な言葉を用ひておますか。極まりなき暴言
 であつて、鋭くまを會社が挑戦的であることを表明するも
 のであります。然るに、本企业经营上の痲弊一掃の爲余儀なく
 宥戦の決意を固めました。と、會社も仲のウマイコト
 を言ふものだと、私共は感心しておます。

昭和二年九月廿五日
 労働組合 野田支部